



明日へのたより

発行所

税理士法人 ウィズアス

〒543-0002
大阪市天王寺区上汐3丁目8番26号
S&Jビル6F
TEL 06(6771)7106

3月

(弥生) MARCH
20日・春分の日

日	14	28
月	1	15 29
火	2	16 30
水	3	17 31
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

3月の税務と労務

- | | | | |
|-------------------------|-------------|------------------------------------|-------|
| 国 税／令和2年分所得税の確定申告 | 2月16日～3月15日 | 国 税／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 3月31日 |
| 国 税／個人の青色申告の承認申請 | 3月15日 | 国 税／7月決算法人の中間申告 | |
| 国 税／贈与税の申告 | 2月1日～3月15日 | 国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) | 3月31日 |
| 国 税／2月分源泉所得税の納付 | 3月10日 | 地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 | 3月31日 |
| 国 税／個人事業者の令和2年分消費税の確定申告 | 3月31日 | | 3月15日 |

ワンポイント 発信主義と到達主義

納税者が提出する書類の効力は、原則として書類が税務官庁に到達した時とする「到達主義」とされていますが、郵便又は信書便により提出された確定申告書などの納税申告書（添付書類及び関連提出書類を含む）については、通信日付印により表示された日を提出日とみなす「発信主義」とされています。

令和3年度

税制改正(案)

令和3年度税制改正(案)では、新型コロナウイルス感染症の蔓延・拡大を踏まえ、事業や生活を取り巻く環境が厳しくなっている中、経営基盤の支援強化のほか、土地の固定資産税の負担調整措置や住宅ローンなどで減税の対象拡大や延長が盛り込まれています。

また、デジタル社会やグリーン社会の実現に向けた設備投資を後押しするための税制措置なども手当てされます。

以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

主な改正項目の適用時期は、下表のとおりです。

なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も記載しています。

改正項目タイムスケジュール

(○減税、●増税、—どちらともいえない、△利便性向上)

改正項目	1月 (令和3年)	2021年 (令和3年)		2022年 (令和4年)		2023年 (令和5年)	
		1月	4月	1月	4月	1月	10月
1 法人課税関係	● 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例措置	○ 住宅ローン減税の対象40m ² に拡大	△ 振替納税及びダイレクト納付の電子申請	△ 納税地の異動があった場合の口座振替手続きの簡素化	— 利子税及び還付加算金の割合引き下げ	△ 押印義務の見直し	○ 固定資産税の見直し(負担調整据え置き)
2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	● 所得拡大促進税制の見直し	○ 教育資金等贈与への非課税措置を厳格化	● 退職所得課税の適正化	— 連結納税制度の見直し	○ 私的年金の優遇拡大	● 国外居住親族に係る扶養控除の見直し	— 消費税のインボイス制度始まる
3 所得拡大促進税制の見直し	雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。	● 大企業向け	● 3 所得拡大促進税制の見直しが創設されます。	● 3 所得拡大促進税制の見直しが創設されます。	● 3 所得拡大促進税制の見直しが創設されます。	● 3 所得拡大促進税制の見直しが創設されます。	● 3 所得拡大促進税制の見直しが創設されます。

- 1 DX投資促進税制の創設
社会変革につながる「デジタルトランクオーメーション(DX)」への投資促進に向けて、産業競争力強化法の改正を前提に、クラウドサービスを利用してグローバル企業内でデータを共有する設備投資などを行った場合、投資額の3%(グローバル企業でデータを共有する設備投資などは5%)の税額控除又は30%の特別償却との選択適用
- 2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「二〇五〇年カーボンニュートラル」を推進するため、三年間の时限措置として、脱炭素化を加速する製品を生産する生産工場への投資や、生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新設備の導入投資等を行った場合、5%(温室
- 3 中小企業者等向け
制度の枠組みは現行制度を維持しつつ、適用要件のうち、「継続雇用者給与等支給額が一・五%以上増加」を、「雇用者給与等支給額が一・五%以上増加」に見直すなどの措置が行われた上、適用期限が二年延長されます。
- 4 繰越欠損金の上限特例
産業競争力強化法改正を前提に、コロナ禍に生じた一定の欠損金について、DX、カーボン

ものは一〇%)の税額控除又は五〇%の特別償却を認める制度が創設されます。

雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。

雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。

雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。

雇用を増加させる企業を下支えするという観点から、適用要件である「継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率3%以上」を「新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率2%以上」とするとともに、教育訓練費に係る上乗せ措置の要件を緩和するなどの見直しを行い、令和五年三月三十日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は対象外)まで適用期限を延長します。

ニュートラル等、事業再構築・再編に係る投資に応じた範囲において、欠損金の繰越控除前の所得金額の範囲内で最大一〇〇%の控除が可能な措置が創設されます。

5 研究開発税制の見直し

新型コロナにより売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の二五%から三〇%に引き上げるとともに、控除率カーブの見直し及び控除率の下限を引き下げる措置などが行われます。

6 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（年間八〇〇万円以下の部分について税率を一五%とする特例）について、新型コロナの影響で厳しい状況にある中小企業に配慮し、適用期限が令和五年三月三十一日までに開始する事業年度まで延長されます。

II 個人課税関係

1 住宅ローン減税の見直し

新型コロナに伴い住宅取得環境の厳しさが増していることか

III 資産税関係

1 土地の固定資産税の負担調

ら、消費税率一〇%への引上げ時の措置である「住宅ローン減税の控除期間一三年間の特例」

年十月から三年九月末まで（それ以外は令和二年十二月から三年十一月末まで）に契約した場合、令和四年末までの入居者が対象とされます。また、延長したケースに限り床面積要件が「四〇平方メートル以上」に緩和されます（その年分の所得金額一、〇〇〇万円以下が要件）。

2 子育て支援

現在、雑所得とされている地

方自治体が子育て世帯向けに支給する「ベビーシッター代」や「認可保育所利用料の助成金」について、非課税とされます。

3 退職所得課税の適正化

役員等でない勤続年数五年以下の者の退職金について、令和四年分以後の所得税から、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち三〇〇万円超の部分について二分の一課税が廃止されます。

整措置等

固定資産税評価額が増額した場合に固定資産税等の負担が急激に増えないよう行われている負担調整措置が令和五年度まで継続されます。

IV 消費課税関係

自動車重量税工コカ一減税

環境性能の高い自動車を対象に、車検時にかかる自動車重量税を減免する「工コカ一減税」が、令和五年四月三十日まで二年間延長されます。

2 教育資金・結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の厳格化

贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、管理残額に対応する相続税は「相続税額の二割計算」の対象とした上で、適用期限が二年延長されます。

3 事業承継税制の拡充

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置について、おける添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類を求めている書類

- ① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求める書類
- ② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類

※ なお、これについては、税務関係書類に押印がなくても改めて押印を求められないことがあります。

経会社の役員でないときでも、本特例措置を受けることができます。

V 納税環境整備

押印義務の見直し

提出者等の押印を必要としている税務関係書類について、次のものを除き、押印が不要となります。

① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求める書類

② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類

※ なお、これについては、税務関係書類に押印がなくても改めて押印を求められないことがあります。

生産緑地の相続税評価額

生産緑地とは、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に、地区面積が500m²以上（自治体によっては300m²以上）であることなどの要件に該当する市街化区域内の農地で、市区町村が都市計画に生産緑地地区として定めている農地等をいいます。

生産緑地については、①建築物その他の工作物の新築、改築または増築、②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、③水面の埋立てまたは干拓の行為について市区町村長の許可が必要となり、市区町村長はその生産緑地地区において農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に限り許可できるなどの制限がありますが、固定資産税の計算においては農地課税となり宅地と比べ税負担が軽減されています。

生産緑地に指定されると告示の日から30年間は、原則として上記のような行為

制限が付されることになりますので、生産緑地の相続税評価額は、行為制限の解除の前提となっている買取りの申出ができる日までの期間に応じて定められた一定の割合を減額して評価することとされています。例えば、課税時期から買取りの申し出をすることができる日までの期間が5年以下のものは、その生産緑地が生産緑地でないものとして評価した価額の90%相当額で評価します。

ところで、買取りの申出は30年間経過した場合のほか、その生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡した時にもできることとされていることから、主たる従事者が死亡した時の生産緑地の価額は、生産緑地でないものとして評価した価額の95%相当額で評価します。

なお、平成3年の生産緑地法の改正に伴い生産緑地の指定を受けた農地については、施行後30年を迎える令和4年に買取りの申出が可能となります。

出資関係図の提出義務

内国法人が、100%子会社や親会社、あるいはグループ内の兄弟会社など、その内国法人との間に完全支配関係がある他の法人を有する場合には、期末時点においてその内国法人との間に完全支配関係があるすべての法人との関係を系統的に示した図（出資関係図）を、法人税の確定申告書に添付する必要があります。

出資関係図には、その法人との間に完全支配関係があるグループ内の最上位の者（法人又は個人）を頂点として、その出資関係を系統的に記載します。また、出資関係を図に示すほか、グループ内の各法人の法人名、納税地、所轄税務署、代表者氏名、事業種目、資本金等の額、決算期などの項目を記載しますが、グループ内の法人が多数である場合には、これらは系統図とは別の様式で作成して差し支えありません。

なお、仮決算による中間申告書には添付は不要となっています。

メーリー送信した契約書等の印紙税
印紙税法に規定する課税文書の「作成」とは、「課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従つて行使することをいう」ものとされ、課税文書の「作成の時」とは、相手方に交付する目的で作成される課税文書について、その交付の時であるとされています。契約書等の現物の交

付がない場合は、PDFファイル等をメール送信しても、FAXで送信したものと同様に、課税文書を作成したことになります。印紙税は課税されませんので、印紙税は課税されません。ただし、メールやFAXで送信後、契約書等の現物を別途持参するなどにより相手方に交付した場合には、課税文書の作成に該当し、現物の契約書等は課税の対象となります。